

## 保育料滞納対策強化

# 「電話による納付案内」モデル事業の実施

保育料滞納者に対しては、督促状発送、年3回の一斉催告や個別の電話催告等を実施するとともに、平成19年度からは徴収強化策の実施として、**財産差押等の処分(※1)**も行っています。

それらの対策に加え、新たに、催告書一斉発送に合わせた「電話での納付案内」を人材派遣会社に委託して実施することで、滞納になって間もない世帯に対し、滞納額が膨らまない段階での完納を促し、徴収率向上につなげます。

### 実施内容

#### ・「電話による納付案内」について

実施期間：平成21年7月13日(月)～24日(金)の平日 午前11時～午後7時

対象者：平成20年度以降分の保育料のみが未納となっている世帯(1,000件程度を想定)

実施内容：上記対象者に対して、電話により

- ①催告書が届いているかどうかの確認
- ②未納となっている保育料について、送られた納入通知書での納付を依頼
- ③分割納付等を希望する場合は、相談先を紹介(保育運営課職員につなぐ)

#### ・効果の検証について

納期限の1ヶ月後に、①電話のつながった世帯、②留守番電話にメッセージを残した世帯、③不通・不在の世帯、等に分類し、実際の納付状況の検証を行ないます。

<参考>保育料滞納者に対する一斉催告書の送付について

発送日：平成21年7月9日(木)～10日(金) 予定

納期限：平成21年7月24日(金)

対象者：平成16年4月分～平成21年4月分の保育料に未納がある世帯(約5,000児童分)

## ※1 本市の保育料滞納者に対する処分の実施状況

平成19年8月 財産調査の開始及び滞納額の多い滞納者に対して差押事前通知を送付。

平成19年9月 自主納付のない滞納者に対し、差押処分実施(本市初の差押実施)。  
以降、順次差押処分を執行。

滞納処分実施状況(差押件数)

年度	生命保険	預貯金	給与	不動産	合計	備考
19年度	14	8	5	2	29	滞納者20人
20年度	33	20	5	4	62	滞納者44人

< 基礎数値 >

(1) 保育所数・・・420 か所 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

(内訳) 市立保育所 ; 100、公設民営 ; 2、民間保育所 ; 318

(2) 入所児童数・・・36,652 人 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

< 滞納額や徴収率の推移 >

年度	徴収率		滞納額(千円)	
20年度 (決算見込)	現年度	97.34%	現年度	279,385
	過年度	19.98%	過年度	571,681
	合計	92.04%	合計	851,066
19年度 (決算)	現年度	97.68%	現年度	235,247
	過年度	13.96%	過年度	537,776
	合計	92.19%	合計	773,023
18年度 (決算)	現年度	97.67%	現年度	224,600
	過年度	11.58%	過年度	486,504
	合計	92.46%	合計	711,104

今回の「電話での納付案内」は、歳入確保強化担当としての取組みの1つです。

**行政運営調整局歳入確保強化担当** 市民の公平性を保つ観点から、未収債権の徴収について、全庁的に取組むために、21年1月に設置された専任組織です。

主な債権の所管課長が歳入確保強化担当課長を兼務し、連携して取り組んでいます。

**歳入確保強化担当の取組み** 歳入確保強化担当では、◎債権回収に関する専門的なノウハウの向上と共有 ◎各債権の滞納整理業務担当部署の相互連携 ◎民間事業者の活用などの取組みを全庁的に進めていきます。